

「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」における
退学者及び除籍者の算定に係る帰責性の考え方について

文部科学省高等教育局参事官（国際担当） 付

1. 概要

各大学及び高等専門学校等の在籍管理を徹底するべく、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針（令和6年4月26日文部科学大臣決定）」を定め、指導を実施している。

指針中『3.（2）在籍管理非適正状態の確定及び改善指導対象校の指定』で在籍管理非適正状態の基準として定める退学者等の算定において、「各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者を除く」と定めるところ、「各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因」の範囲の考え方について、例示するものである。

2. 各種退学・除籍要因の例示

以下、判断結果毎に要因を例示する。ただし、記載内容はあくまで例示であり、個別具体的な事情によっては帰責性についての判断は異なり得ることをご留意いただきたい。

○原則、帰責性がないと考えられるもの

要因	考え方、考慮する点
家計急変、疾病（本人）、死亡（本人）	
交換留学生等の留学期間満了	
本人の心身に関する事情、家庭の事情、妊娠出産	学校生活中的フォローが適切だったか。 本人の心身に関する事情であった場合、学校生活に起因するものではなかったか、ケアなどが適切になされていたか。

○帰責性についての判断が分かれるもの

要因	考え方、考慮する点
授業料未納	受入れ時の支弁能力確認が適切だったか。 奨学金制度などを紹介出来ていたか。 家計急変によるものではないか。
他機関への転学、就職	受入れ時の確認・ミスマッチ防止の取組が適切だったか。 学校生活中的フォローが適切に行われていたか。
就学意欲の低下、成績不良、素行不良	留学生への指導体制は適切に構築されていたか。 学校生活中的フォローが適切に行われていたか。

○原則、一定の帰責性があると考えられるもの

要因	考え方、考慮する点
在留資格の更新不許可・取り消し・退去強制	受入れ時の確認・ミスマッチ防止の取組が適切だったか。 学校生活中的フォローが適切に行われていたか。 留学生への指導体制は適切に構築されていたか。